

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、デッキプレート版（波板状の成形、スタッドコネクタの溶接その他これらに類する措置を行った鋼板による板状の構造部分で、上面にコンクリートを打設し一体化した構造を含む。以下同じ。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、併せて同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

平成十三年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

デッキプレート版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第一 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版は、床版又は屋根版として用いるものとするほか、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十一条第一項ただし書の規定に基づきこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定めた構造計算を含む。以下「令に規定する構造計算」

という。）を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合は、第二号イ及びニの規定を除き、適用しない。

一 溝の方向の有効長さは三メートル以下とすること。

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ 構造耐力上有害なそり又は曲がり等の変形のないものとする。

ロ 厚さは一・二ミリメートル以上とすること。

ハ 日本工業規格G三三五二（デッキプレート）一九七九に規定する形状とし、次に定めるところによること。

(1) 鋼板を溝の方向と直交する方向に並べて配置する場合は、溶接その他の方法により相互に構造耐力上支障とならずれ等のないよう接合するものとする。

(2) 溝の方向と直交する方向に三十センチメートル以下の間隔で配置した径六ミリメートル以上の鉄筋を溶接すること。ただし、鋼板の立体的な加工、スタッドコネクタの設置その他のコンクリートの剥離防止のために有効な措置を行い、これと同等以上に打設したコンクリートとの一体的な挙動

を確保することのできる構造方法とした場合は、この限りでない。

ニ コンクリートを打設する場合は、次に定めるところによること。

(1) コンクリートの一体化の条件に支障のある汚れ等のないものとする。

(2) 自重及び施工中の荷重によってコンクリートの著しい変形又はひび割れその他の損傷を受けるおそれのないものとする。

三 前号の鋼板の上面に、次に定めるところによりコンクリートを打設したものとすること。

イ コンクリートの厚さは、最も薄い部分で五センチメートル以上とすること。

ロ はり等の横架材を介してデッキプレート版を溝の方向に連続して設ける場合は、コンクリート内部に配置した補強筋又は溶接金網（以下「補強筋等」という。）によって当該横架材及びデッキプレート版相互の存在応力の伝達上支障のないものとする。ただし、横架材が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である場合は、鉄骨の部分の上部に溶接して設けたスタッドコネクタを用いて当該補強筋等と同等以上の効力を有する構造方法としたものとすることができる。

2 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版のうちコンクリートを用いた部分については、令第七

十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、第七十二条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又はスタッドコネクタ等（以下この項において「鉄筋等」という。）相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

3 前項の部分を鉄筋コンクリートとする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 鉄筋の継手及び定着については、令第七十三条の規定を準用する。

二 鋼板に接する部分以外の部分のコンクリートの鉄筋に対するかぶり厚さについては、令第七十九条の規定を準用する。

第二 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版は、周囲のはり等に鋼板の溝の方向の端部を三センチメートル以上埋め込み、又は溶接その他の構造方法とすることによりその部分の存在応力を伝えることができるよう緊結しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版の鋼板の部分と鉄骨造の部分との接合は、次に定めるところによらなければならない。

一 端部の溝部分それぞれにおいて接合すること。この場合において、溝部分を設けない鋼板を用いた構

造方法とした場合にあっては、接合部相互の間隔を四十五センチメートル以下としなければならない。

二 平成十二年建設省告示第千四百六十四号に規定するボルト接合（ばね座金を用いるものに限る。）又は溶接による接合とすること。ただし、鋼板の厚さを一・六ミリメートル以下とし、これらと同等以上に存在応力を伝達できることが確かめられた場合にあっては、次のいずれかに定めるところによる接合とすることができる。

イ 打ち込み鋸を用いる場合は、次に該当するものとする。

(1) 径四ミリメートル以上の打ち込み鋸を用いること。

(2) 鋼板を垂直かつ打ち込み鋸の先端が十分に鉄骨造の部分に埋まるように打ち抜くことにより部材相互を構造上有効に密着するものとする。

(3) 打ち込み鋸相互の間隔及び鋼板又は鉄骨造の横架材に対する縁端距離は、当該打ち込み鋸の径の三倍かつ十五ミリメートル以上とすること。

ロ 焼き抜き栓溶接による接合で、割れ、内部欠陥等のないものとするほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 溶接部分の直径は二十二ミリメートル以上とすること。ただし、令に規定する構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合は、この限りでない。
- (2) 鋼板の部分と鉄骨造の部分との距離は二ミリメートル以下とすること。
- (3) アンダーカットのないものとする。

第三 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版（厚さ二・三ミリメートル未満のものに限る。）に用いる鋼板の防錆等については、平成十三年国土交通省告示第 号（薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の安全上必要な技術的基準を定める等の件）第十一の規定を準用する。この場合において、「薄板軽量形鋼」とあるのは、「鋼板」と読み替えるものとする。

第四 第一第一項第二号イ及びニ並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。